



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年 8月28日火曜日 第2398号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	730
施術機関の指定.....	730
指定医療機関の廃止の届出.....	730
医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....	730
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	731
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	731
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	731
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	732
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	732
指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....	732
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	733
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	733
公共測量の実施の通知.....	733
都市計画の変更（一部変更）（4件）.....	733
都市計画の変更（名称のみの変更）.....	734
都市計画の変更（名称変更を伴う一部変更）（2件）.....	734
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	734
開発行為に関する工事の完了.....	734

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	734
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
---------	----------------	-----	--------------

神南診療所	医療法人緑風会	大洲市新谷乙1186番地1	平成24年 6月1日
ハロー歯科クリニック	医療法人ハロー 歯科クリニック	大洲市東大洲1649番地1	平成24年 7月1日
八幡浜医師会立 双岩病院	社団法人八幡浜 医師会	八幡浜市若山4番耕地160 番地1	平成24年 7月16日

○愛媛県告示第1070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
港町整骨院	宮崎 悟	新居浜市港町3-7	平成24年 7月18日

○愛媛県告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
神南診療所	清水英範	大洲市新谷乙1186-1	平成24年 5月31日
ハロー歯科クリニック	上田祐司	大洲市東大洲1649-1	平成24年 6月30日
八幡浜医師会立 双岩病院	社団法人八幡浜 医師会	八幡浜市若山4-163	平成24年 7月15日

○愛媛県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定 訪問看護事業者等）の 名称	主たる事務所の 所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社ひばり	宇和島市明倫町5丁目6番17号	天使訪問看護ステーション	宇和島市明倫町5丁目6番17号	平成24年 7月27日
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内3丁目2番1号	ラポール訪問看護ステーション	宇和島市恵美須町1丁目1番3号	平成24年 8月2日
合同会社 Setsuko	八幡浜市松谷1008番地	訪問看護ステーション Setsuko	八幡浜市松谷1008番地	平成24年 8月6日

○愛媛県告示第1073号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109番地5	小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109番地5	平成24年6月13日
医療法人敬天会	今治市小泉四丁目11番9号	よりい眼科	今治市小泉四丁目11番9号	平成24年7月1日
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906-5	グループホーム重信の郷	東温市志津川1820-6	平成24年7月20日
医療法人雄康会	四国中央市金生町下分1423	大西内科医院	四国中央市金生町下分1423	平成24年7月27日
社会福祉法人弘正会	八幡浜市五反田1番耕地76番地3	ショートステイコンフォート神山	八幡浜市五反田1番耕地76番地3	平成24年8月1日
株式会社なでしこ	南宇和郡愛南町中浦784番地1	株式会社なでしこ訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城3699-2	平成24年8月3日

○愛媛県告示第1074号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社なでしこ	南宇和郡愛南町中浦784番地1	株式会社なでしこ居宅介護支援事業所	南宇和郡愛南町御荘平城3699-2	平成24年8月3日
株式会社幸徳	南宇和郡愛南町城辺甲1032番地7	居宅介護支援事業所幸徳	南宇和郡愛南町岩水161番地	平成24年8月3日

○愛媛県告示第1075号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人双海夕なぎ会	伊予市双海町上灘甲5269-1	指定通所介護事業所デイサービスセンター双海夕なぎ荘	伊予市双海町上灘甲5269-1	平成24年6月1日
社会福祉法人双海夕なぎ会	伊予市双海町上灘甲5269-1	指定通所介護事業所下灘コミュニティセンター	伊予市双海町串甲3670番地16	平成24年6月1日
社会福祉法人双海夕なぎ会	伊予市双海町上灘甲5269-1	指定訪問介護事業所双海夕なぎ荘	伊予市双海町上灘甲5269-1	平成24年6月1日
社会福祉法人双海夕なぎ会	伊予市双海町上灘甲5269-1	指定短期入所生活介護事業所双海夕なぎ荘	伊予市双海町上灘甲5269-1	平成24年6月1日

医療法人小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109番地 5	小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109番地 5	平成24年 6月13日
医療法人敬天会	今治市小泉四丁目11番 9号	よりの眼科	今治市小泉四丁目11番 9号	平成24年 7月 1日
医療法人財団尚温会	伊予市八倉906 - 5	グループホーム重信の郷	東温市志津川1820 - 6	平成24年 7月20日
有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町松丸551番地 1	小規模多機能型居宅介護虹の森	北宇和郡松野町松丸551番地 1	平成24年 7月25日
社会福祉法人弘正会	八幡浜市五反田 1 番耕地76番地 3	ショートステイコンフォート神山	八幡浜市五反田 1 番耕地76番地 3	平成24年 8月 1日
株式会社なでしこ	南宇和郡愛南町中浦784番地 1	株式会社なでしこ訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城3699 - 2	平成24年 8月 3日

○愛媛県告示第1076号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
合同会社ラ・ルーチェ	宇和島市和霊中町二丁目 1 番 27号	（変更後） カザリンゴクオーレ	宇和島市和霊中町二丁目 1 番 27号	平成24年 7月 1日
		（変更前） 介護24クオーレ		

○愛媛県告示第1077号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ファミリエ	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 570番地 1	居宅介護支援事業所橙園	（変更後） 八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 570番地 1	平成24年 4月 1日
			（変更前） 八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 583番地 1	

○愛媛県告示第1078号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
合同会社ラ・ルーチェ	宇和島市和霊中町二丁目 1 番 27号	（変更後） カザリンゴクオーレ	宇和島市和霊中町二丁目 1 番 27号	平成24年 7月 1日
		（変更前） 介護24クオーレ		

○愛媛県告示第1079号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	愛南町社協御荘訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	平成24年 8月31日

○愛媛県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	愛南町社協御荘訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	平成24年 8月31日

○愛媛県告示第1081号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 2 作業期間 平成24年 8月28日から
平成25年 3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市都市計画区域

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画道路 3・3・6 鳥生大浜八町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 今治市東鳥生町二丁目、土橋町一丁目、横田町一丁目及び郷新屋敷町二丁目の各一部

○愛媛県告示第1082号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画道路 3・2・1 広小路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 今治市片原町一丁目の一部

○愛媛県告示第1084号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画道路 3・4・18 波止浜中道線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 なし
 - (2) 削除する部分 今治市内堀二丁目、内堀三丁目、地堀四丁目及び地堀五丁目の各一部

○愛媛県告示第1085号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1083号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

- 1 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画道路 3・5・40 波止浜五番浜線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 今治市地堀六丁目、中堀三丁目、中堀四丁目、及び波方町樋口の各一部
 - (2) 削除する部分 今治市中堀四丁目及び波方町樋口の各一部

○愛媛県告示第1086号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。
その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
長浜都市計画道路 ・3・1 長浜港港町線	大洲都市計画道路 3・6・10 長浜港港町線

○愛媛県告示第1087号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。
その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
今治広域都市計画道路 3・5・27 今治日高線	今治広域都市計画道路 3・4・27 今治日高線

○愛媛県告示第1090号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成24年 8月28日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第20号 平成24年 8月17日	伊予市米湊字大角蔵1579番	松山市西石井六丁目5番7号 有限会社ホットハウス 代表取締役 阿 達 廣 子

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 8月 9日	特定非営利活動法人愛媛県子ども自立支援センター	丹 下 晴 喜	松山市森松町878番地 2	この法人は、義務教育終了後、児童養護施設を退所した等、社会に出て自立しなければならない子どもや、さまざまな事情で家庭から離れて自立しなければならない子ども、施設で暮らせない子どもに対して、子どもの自立を支援する居場所作りを行い、もって子どもの権利条約が保障する子どもの諸権利を実現するための社会基盤作りに寄与することを目的とする。